

令和7年第1回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年3月3日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- (1) 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - (2) 議案第7号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - (3) 議案第8号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第9号 白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例及び白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第11号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - (7) 議案第12号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - (8) 議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (9) 議案第20号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第11号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
 - (10) 閉会中の継続審査について
4. 出席委員 田 中 和 八 委 員 長・石 井 恵 子 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・古 澤 由 紀 子 委 員
石 田 里 美 委 員・根 本 敦 子 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総 務 部 長 | 永 井 康 弘 |
| 企画財政部長 | 板 橋 章 |

総務課長	齊藤 祐二
人事課長	本橋 真由美
秘書課長	山本 敏行
公共施設マネジメント課長	鈴木 教之
危機管理課長	松田 浩明
企画政策課長	村越 貴之
財政課長	富田 宏美
課税課長	佐藤 愛子
収税課長	吉川 弘一
建築宅地課長	戸村 新一郎
教育部参事	大高 一穂
生涯学習課長	西口 武雄
監査委員会事務局長	久古 耕平

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	松岡 正純
主査補	會 卓也
主 事	金子 直史

委員長の挨拶

○松岡正純議会議務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、田中委員長より御挨拶をお願いいたします。

○田中和八委員長 皆さん、おはようございます。本日は総務企画常任委員会に付託されました9件の議案の審議をお願いしたいと思っております。その中に、専門的な分野の難しい条例もございますので、ぜひ活発な審議をよろしくをお願いいたします。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございます。

市長の挨拶

○松岡正純議会議務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の総務企画常任委員会では、議案第6号から議案第12号、議案第16号及び議案第20号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の9議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松岡正純議会議務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては田中委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○田中和八委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

委員、執行部の皆さんに申し上げます。発言の際は必ず挙手の上、委員長の指名に基づいて行ってください。

これから日程に入ります。

(1) 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第1、議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 2ページの第2条、中段に当たるところの(2)白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の中で、消防団に対して改定がある中で、文言が変わったということも理解はしておりますが、懲役刑、禁錮刑を拘禁刑に改めた場合、何もないのかということも分かりますが、どのようなときにこういう法改正に消防団に対して考えられることかをお伺いいたします。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回の条例の改正につきましては、禁錮とそれから懲役が拘禁刑に変わったということが、刑法のほうで改正があったということが大きな内容になってまいります。

今、委員のほうから御質問がありました消防団員の関係ですけれども、市の条例で定めていますのは、欠格事項の中で、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者」につきましては、隊員になることができないと条例で定めてあります。今回、法の改正によりまして、禁錮が拘禁刑に変わったということで、欠格事項そのものに変更はございませんので、拘禁刑に該当する者がいた場合には消防団員はなれないという定めに変更はございません。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 それでは、今回刑法の一部が改正されたので、それに関する条例の文言を整理するものですが、そもそも現行の懲役刑、禁錮刑を廃止して拘禁刑という新しい刑罰です。これはもう115年ぶりの改正だということです。この115年ぶりに改正する背景を、どうして今回こうなるのかを伺います。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

今回の刑法等の一部改正につきましては、内容といたしましては、侮辱罪を法定刑に引き上げるなどの改正もございますが、市の条例に関する部分で言いますと、やはり懲役と禁錮が廃止されまし

て拘禁刑が創設された部分が一番大きい部分になります。

懲役と禁錮につきましては、刑務作業の義務があるかどうかというところが一番大きな違いでしたが、刑務作業の義務がない禁錮受刑者につきましても希望があれば刑務作業に従事できていたということで、実態といたしましては大半の禁錮の受刑者が刑務作業に従事しておりまして、執行面で分ける意味が薄れていたということと、禁錮の受刑者が懲役に比べまして非常に少ないということが実態としてあったようでございます。

安全・安心な社会の実現のためには、より一層の再犯防止対策というのが必要、重要となる中で、今回の法改正によりまして創設された拘禁刑では、受刑者の改善、更生を図るために、個々の受刑者の特性に応じた作業と指導、教育を柔軟に組み合わせた処遇を推進することとされております。受刑者の方にも、例えば高齢者の方でありますとか障害のある方とか、いろいろな特性を持った方がいらっしゃるわけですが、一律な対応をするのではなくて、それぞれの受刑者の状況に応じた作業、教育などを柔軟に組み合わせて、再犯防止に努めていくというところが大きい部分かと思えます。

そのほか、受刑者に対する社会復帰の支援、それから刑の執行終了者に対する援助、被害者の心情等を踏まえた処遇など、再犯の防止や立ち直りを後押しすることを目的に、今回関係法令が改正されたものと捉えております。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 ただいまの説明の中にもありましたけれども、禁錮刑と懲役刑というのは本来種類がまた別で、そして刑の重さというものもそこに示されてきたものだと思うんです。それが社会復帰を重点的に行うということで拘禁刑に統一されたわけですが、刑の重さのヒエラルキーというのは、そこはもう説明がなかったんですか、それをなくすということに対して。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

禁錮と懲役を拘禁刑の一つに合わせるということで、我々として理解している部分につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおり、改善、更生を図る上で、懲役と禁錮を分けるのではなくて、全体像といたしまして改善、更生を図るための必要な指導プログラムを作成していくと、更生するためのプログラムを作成していくというところで理解をしております。

ただ、実際は懲役と禁錮で、今委員がおっしゃられたとおり、今までは形の重さ等があったわけですが、拘禁刑の中でも同じように刑の重さ軽さというのは、軽さという言い方はないかもしれませんが、そういったものは当然含まれて、拘禁刑の中で処遇が決まっていくものと考えておりますので、拘禁刑にまとめられたとしても、市としては特に何か変わるものがあるのかどうかというところは特に把握していないところです。

以上です。

○田中和八委員長 いいですか。

根本委員。

○根本敦子委員 2025年に刑法が変わったということなんですけれども、その変わった以降の人たちの処遇はこのように変わるけれども、その以前に逮捕されるというか、拘束された人たちはこの法律は適用になるのでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 今回の市の条例改正のほうでも、附則のほうで幾つか経過措置を設けております。その経過措置の中で、従前受けた刑につきましては、拘禁刑に変わった後は拘禁刑に読み替えるということになっておりますので、あとは条例とかそれぞれの法令の中で経過措置が設けられた場合はそちらを優先するということになります。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 すみません、ちょっと分からなかった。経過措置が取られるというのは、その前に刑の執行が決まっている人たちは、経過措置というか何年、今年から変わるということではないのですか、経過措置ということとは。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 従前禁錮なり懲役になっていた方については拘禁刑に読み替えるということで、例えば今回の条例のほうの附則の4番、人の資格に関する経過措置でいいますと、「拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされている人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす」ということになっておりますので、従前の例にされているというような規定がある者については、従前の刑に処せられた者とみなしていくという形になります。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 では、本当にもともと禁錮刑と懲役刑になった人は、そのまま続いて刑を終えるということですね。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

すみません、先ほどから私のほうは条例のお話をさせていただいておりましたが、今、もしかしたら法令のほうのお話をされていたんですね。失礼いたしました。我々としては法令というよりは条例のほうで話をさせていただいたものですから、従前のお取り扱いということで、条例につきましてはこれまでと取扱いが変わることはないということで経過措置を設けさせていただいております。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第7号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第2、議案第7号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑、及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 2つあります。「事実婚関係同様の事情にある者」というのは、同性カップルも入るのかというのが1つ目です。それから、2つ……。

○田中和八委員長 一つずつ、一問一答です。

○根本敦子委員 すみません。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ただいまの委員の御質問ですが、申し訳ございません、確認させていただいて回答させていただきます。

○田中和八委員長 後ほどお願いいたします。

ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 総務省で令和7年4月から子の看護休暇等の見直しというのが出ているんですけども、それについて今回は触れていないんですが、入るんでしょうか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 子の看護休暇について御説明いたします。

今回の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴う対応につきましては、議案第7号の中では、確かに看護休暇の改正は入っておりません。看護休暇の改正につきましては規則改正で対応する予定でいます。職員の勤務時間、休暇等の規則の改正を予定しているところです。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 それは法令上、小学校3年生終了後までというのも入りますか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 この規則改正により対応するものにつきましては、対象となる子の範囲を現行の小学校就学前から小学校3年生までと拡げるものです。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 今の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律というのと、次世代育成支援対策推進法の法律が一部改正されたので、市の条例も今回関係するところを改正するという事です。今回関係するところは、残業の免除であるとか、3歳に満たない子どもを養育する職員というところは小学校就学前と変わる、この1点だけだということです。本当は今回の法改正のポイントは4つあって、今、根本委員もおっしゃいましたが、看護休暇の拡充というのもポイントの一つになっています。これは条例じゃなくて規則で決めるんだから、この議題にはのらないよということでございました。

では、あと2つあるんですけども、そのほかに、3歳未満の子どもを養育している職員にテレワークを努力義務にしていくというのと、小学校就学前の子どもがいる職員へは時短の勤務や始業時間の変更など、ここら辺も改正されていると思うんです。この2つの改正ポイントについて、市はどうなっていますか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、4月1日に向けて対応するものの一つとして、今回議案第7号で条例改正

により対応するもの、こちらについては、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を、3歳になるまでの子から小学校就学前の子を持つ職員へと拡大するものです。もう1つの先ほどの看護休暇につきましては、規則改正により対応するものです。

そのほかのものとしまして、公務においては国家公務員の対応を踏まえて対応するものとしているものについて、民間では、3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置を事業主の義務とするもので、民間労働法制では、事業主はフルタイムでの柔軟な働き方として、始業時刻等の変更、月10日程度のテレワークと、保育施設の設定運営と、年に10日の新たな休暇の付与、短時間勤務制度の中から2つ以上を選択して措置する必要があるとされております。こちらにつきましては、公務につきましては国家公務員の対応を踏まえるものとしているところです。

これについては、施行日が法律の公布後1年6月以内の政令で定める日となっていることから、公務におきましても、国家公務員の対応を踏まえまして今後制度が示される中で検討していきます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 3歳に満たない、3歳になるまでということから、小学校就学の始期に達するまでと変化があったわけですけれども、小学校就学の始期というところに決めた理由というのはお分かりでしょうか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ただいまの3歳になるまでの子から小学校就学前の子とした理由という御質問であります。条例の改正につきましては、法に合わせて改正しているところでございます。委員の御質問としましては、法律が就学前までとした理由の御確認かと思いますが、私のところで、今、明確に法が就学前とした理由については、確認の上でお答えさせていただきたいと思っております。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 推測するに、小学校に入ると放課後の学童があることや、それから、発達段階においてこの時期がちょうどよかったのかなと推測はできますけれども、明確な説明があればと思ってお聞きしましたので、分かった段階で教えていただければ結構です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 職員に対する介護両立支援制度等の中から環境整備、それに対して研修の実施、相談体制の整備とありますが、令和7年4月1日から施行とありますので、短い期間になっておりますので、そういった研修と相談体制の内容、仕組みというところをお伺いいたします。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 お答えします。

研修につきましては、新規採用職員の研修の1コマに入れる予定でいます。また、条例改正、規則改正をした内容につきましては、庁内情報システムにより職員へ周知する予定です。また、40歳到達職員への情報提供につきましては、他の研修と併せて実施するなど、実施方法については工夫したいと考えているところです。

相談体制の整備につきましては、相談は従来より人事課を窓口として対応してきましたので、こちらにつきましても変わらず人事課を窓口として随時相談に乗っていきます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 先ほど保留の2件は後ほどにしますか。もう出ていますか。

○本橋真由美人事課長 申し訳ありません。後ほどでお願いします。

○田中和八委員長 分かりました。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の前に、先ほどの回答がないとできませんか。

○根本敦子委員 大丈夫です。

○田中和八委員長 大丈夫ですか。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第8号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第3、議案第8号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

根本委員。

○**根本敦子委員** 桜台小中学校の給食をなくすということに対して、調理員の委託選定委員会を廃止するという事なんですけれども、やはり桜台では自校式調理方式を継続してほしいという署名が4,000人も集まって、子どもからもいろいろな思いが寄せられています。それに対して、保護者になぜ廃止するのかという説明をしなかったんですけれども、今後説明する予定はありますか。

○**田中和八委員長** 大高教育部参事。

○**大高一穂教育部参事** お答えいたします。

6月の議会で教育部長も答弁しましたが、桜台小学校及び桜台中学校の保護者に対しては、令和6年6月4日に、令和7年9月より学校給食センターからの給食の提供を開始すること、それから、学校給食の金額と納入に関する事、アレルギー対応に関する事等について文書で説明を行ったところです。その後、特にそれについての御意見はいただいておりませんので、今後も説明会を開く予定はございません。

以上です。

○**田中和八委員長** ほかに質疑ございますか。

石井副委員長。

○**石井恵子副委員長** 白井市放課後子どもプラン推進委員会も廃止するという事なんですけれども、放課後子どもプラン推進委員会は確かに放課後子ども総合プラン行動計画が完了していますので、役目を終えたのかなとは思いますが、放課後子ども教室はまだ未設置のところも幾つかあります。その中で、一定の方向性を示したということですが、どんな方向性が示されたのか伺います。

○**田中和八委員長** 西口生涯学習課長。

○**西口武雄生涯学習課長** お答えします。

委員のおっしゃったとおり、放課後子ども総合プラン行動計画を令和5年8月に策定しました。計画の主な内容としましては、市内小学校全てに放課後子ども教室を設置すること、原則委託での運営を目指すというものです。令和6年度現在まで直営2校、委託3校の計5校に設置されており、令和7年度についても1校設置予定です。

今後については、令和11年度までに全ての小学校に設置し、全て委託での運営を目指しております。この計画については今後大きな見直しは想定されていないことや、今年度末に策定されますしらいこどもプランの中に放課後子ども教室を具体的事業として位置づけしており、しらいこどもプランの中で計画の進行管理や見直しについては白井市子ども・子育て会議において行うとなっており、委員の構成は白井市子ども・子育て会議で網羅でき、かつ充実した構成であるため、廃止するものではありません。

以上です。

○石井恵子副委員長 分かりました。

○田中和八委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 桜台小中学校給食調理業務委託業者選定委員会について、自校式給食廃止について保護者への説明を行わなかったという、文書で説明をしたけれども意見がなかったということなんです。やはりきちんと出向いて説明すべきだったと私は思っています。

それで、議会の前も議会の後も市長は桜台の保護者に説明もなく改修の予算を組みました。市の方針である市民参加や若い世代の定住促進とは、やはりこういうやり方は大きく矛盾すると思います。桜台保護者への説明を要望して、信頼回復をしないままこの予算をなくすことに反対します。

○田中和八委員長 賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託されました議案第8号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第9号 白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第4、議案第9号 白井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等、つまりマイナンバーのことかなと思うわけですが、これは全く何がどう改正されたのか分からないので、まず何がど

う改正されたのか伺います。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

今回の本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これはいわゆるマイナンバー法と言われる法律の改正に基づき今回改正をするものですが、マイナンバー法の改正につきましては、これも長い法律なのですが、情報通信技術の行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律というものが令和6年6月に公布されまして、その関係法令の一つとしてマイナンバー法も改正されたものになります。

その具体的な内容ですけれども、マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載しまして、マイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマートフォンで同じ本人確認を行えるようにするためのもので、既に措置されておりますマイナンバーカードの電子証明書機能に加えまして、本人の氏名、生年月日、住所、性別などの情報をスマートフォンに搭載しまして、本人了解の下に相手方に提供できるようにするというものになります。

このため、マイナンバー法で用語の定義をしているんですけれども、その法律の第2条第8号にカード代替電磁的記録という用語の定義が付け加えられました。これに伴いまして、同じく市の条例で用語の定義をしております第2条におきまして、法律の第2条第8号以降の条項を引用している、今回改正いたします市条例の第2条第2号で特定個人情報、第3号で個人番号利用事務実施者、第4号で情報提供ネットワークシステムの引用条項にそれぞれずれが生じたものですから、今回条例の改正をするものでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例及び白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第5、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例及び白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、2ページ、新旧対照表のほうは32ページですけれども、第9条は扶養手当について定めたものですが、この「第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「扶養手当」を付し」とあるんですけれども、もうどうやって目をこすっても同じなんですけど、なぜ第9条の前の見出しを削るんですか。

○田中和八委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時41分

○田中和八委員長 会議を再開いたします。

本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 お待たせしました。先ほどの御質問の第9条の「扶養手当」という見出しを削除してもう一度入れるといったところの意味合いですが、現行では第9条の前に入っております「扶養手当」の見出しにつきましては、第9条と次の第10条の共通見出しであったものです。改正後は、次の第10条を削除することから、第9条単独の見出しとしまして「扶養手当」という形で新たに、同じ言葉なのですが、見出しをつけるものです。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 なるほど。第10条にも関わっているから、一旦消して、削ってまたつけると。それは必要あるんですか。そのことは分かります。一応了解しました。

それで、今回配偶者手当、扶養手当ですね、配偶者手当を廃止して子ども手当を増額すると。これは国の方針ですから仕方がないのかなと思うんですけれども、国家公務員よりも地方公務員が1年前倒しで始めるわけですけれども、配偶者手当を廃止して子ども手当を増額する、これにはどういった意図とございますか、どういうことで配偶者手当を、つまり配偶者はもう共働きも多いので、配偶者に

は働いてもらって、子どもをたくさん産んでよという意味なんではないでしょうか。確認しておきたいと思います。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ただいまの扶養手当の見直しの件ですが、配偶者の扶養手当を経過措置の下に廃止して、子に係る扶養手当を手厚くするといった意味合いですが、公務員の給与改定につきましては、民間との比較により均衡を図る観点から給与改定を行っております。配偶者の扶養手当のような手当が民間では出ているケースが少ないなどの状況から、これから配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化といったところで、配偶者のほうは経過措置の下に廃止し、子のほうは手厚くするというふうになると認識しております。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、この条例を変えることによって実質的に扶養手当は増えるのでしょうか、減るのでしょうか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 扶養手当の制度の見直しによる影響額です。令和7年1月現在の状況での概算ですが、影響額としまして、令和7年度につきましては総額で10万円の増額、令和8年度につきましては、試算ですが約24万円の増額となる予定です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 一応将来的なことなんですけれども、これを変えることによって、いわゆる22歳を超える子どもは対象外となるわけです。そうすると、いくら試算をしても、実質的な扶養手当は減額になると、私は減っているんですけれども、これは将来的に、経過措置はあるにしても、将来的にも増えていくのでしょうか。確認をしておきたいと思います。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 白井市の状況ですが、配偶者の手当を受けている者が47名、子に係る扶養手当の対象となる者は178名該当しております。配偶者の手当のほうは3分の1ぐらい人数は少ないので、廃止にはなりますが、子に係る増額のほうが多いといったところで、増額予定と見込まれております。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 私もそこが気にかかるところでして、この税の在り方はできるだけ金銭的にたくさん得られればという意図があると思うんですけれども、配偶者の扶養をなくすということは家庭の在り方というものにも関わってくると思うんです。そういう議論はされたんでしょうか。された跡があるんでしょうか。もちろん市ではしていないと思いますけれども、そういう観点から検討はされているんでしょうか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 ただいまの質問ですが、国で検討されてはいると思うんですが、細かいところの内容については、申し訳ございません、把握できておりません。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 それは仕方がないかなと思います。

今のことにしてもう1点、子どもがいない配偶者というのは一切控除が受けられないということになりますか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 扶養手当のお話かと思いますが、お子さんがいるかどうかではなくて、配偶者、専業主婦など、一定の収入がない配偶者に対して出ている扶養手当について、経過措置の後は廃止されるものです。子どもはまた別です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今、御説明いただいたような家庭は一切扶養手当がないということになるんですね。

○田中和八委員長 ほかに質疑は。

根本委員。

○根本敦子委員 給与体系で、優秀な人の早期昇格のメリットの拡大とありますけれども、これは職員全員の初任給が上がるということではないんですか。

○田中和八委員長 本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 今回の改定に当たりまして、給料表につきましては、行政職給料表1から医療職2まで全ての給料表を改正いたしますが、それにより初任給が上がるというところにつきましては、令和6年4月に遡った給与改定のところでベースアップしておりますので、初任給は高校卒業で採用された場合でも大学卒業で採用された場合でも、このベースアップにより初任給は上がりますが、既にいる職員は給料としては給料表に適用しておりますので、これから入ってくる方につきまして初任給がベースアップになります。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第11号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第6、議案第11号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 公益信託制度が見直されたことにより、所得税法が改正されたので、寄附金税額控除に係る条例を改正するというものだと思うんですが、今まで公益信託というのはお金に限っていたものが、今回お金と不動産や美術品なんかも含まれるということになりました。これによって、今回の議案にあるのは、寄附金控除額がどう変わるということを言っているんでしょうか。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

今まで公益信託で税額控除自体はあったんですけども、公益信託を金銭で行った場合のみ税額控除がされていたものが、先ほど委員おっしゃいましたとおり、不動産ですとか美術品も公益信託で認められるようになりましたので、そういった金銭以外のもので公益信託が行われた場合も税額控除が受けられるようになります。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 第4条の2が丸々なくなったということがどういうことなのか教えてください。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

こちらにつきましては、もともと地方税法で規定されているような内容が条例にも入ってしまっていて、この部分につきましては、税条例に関しては国のほうで基準の条例というのが出ていまして、国のほうでこの地方税法に記載してあるところなので、条例の性格を踏まえて今回削除するという決定をしたので、市のほうも従いまして、条例から削除しているということになります。

以上です。

すみません、補足させていただきます。ですので、この条文が削除されたことで、何か市の税制として変わることは一切ございません。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

ちょっと早いですけれども、ここで休憩に入らせていただきます。

再開は11時5分。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○田中和八委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの議案第7号の回答のほう、用意できているのであれば、今、お願いできますか。

本橋人事課長。

○本橋真由美人事課長 先ほど回答を保留にさせていただきました2点についてお答えいたします。

1点目は、根本委員から、事実婚の確認でした。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、こちらに基づき制度化された制度につきましては事実婚の方も制度の利用ができます。ただ、先ほどの質問にありました、一緒に住んでいらっしゃるパートナーということだけでは事実婚として認められるかというところがあるかと思しますので、事実婚と認められれば制度の利用ができます。

あともう1点、古澤委員のほうから御質問がありました。育児と仕事との両立の制度で、今回対象年齢を、1つ、時間外勤務につきましては3歳になるまでの子を持つ職員から小学校就学前の子を持つ職員へと拡大になりました。こちらについて、なぜ小学校就学前の子を持つ職員といったところに拡大したのかという、背景の御確認だったかと思えます。

こちらで明確になぜ小学校就学前かというところの議論の詳細は把握できてはいないんですが、今回の法改正の趣旨として、男女共に仕事と育児、介護も含めてですけれども、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充をしておりますので、この観点から小学校就学前までの拡大と決めたものと考えます。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

(7) 議案第12号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第7、議案第12号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 43ページ、ここに例として確認申請の手数料が具体的に数字として出ているんですけれども、5,000円だったものが9,000円になったり、9,000円だったものが1万9,000円になったり、額の上がり方が結構激しいと思うんですけれども、その根拠は何でしょうか。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

委員御指摘の手数料については、建築確認手数料等になりますが、こちらについては、白井市が限定特定行政庁として建築確認等をする際にいただいている手数料となっております。今回の手数料条例の改正の根拠となる法改正の中で、白井市が事務を行う建築物の確認の際に、その審査基準等が大幅に見直されていまして、それに伴って労力等もかわることから手数料を増やしているところです。

併せて、これは千葉県、この手数料条例は今回法改正に合わせて行うんですが、これは全国的な法改正になっていまして、千葉県ほか特定行政庁においても12月議会もしくは3月議会で手数料条例が改正されているところなんです。今回白井市で行う手数料についても、千葉県でも同様の改正が行われております。先ほど申し上げました法改正、審査項目の増加等によるもののほか、これまで長らく建築確認等の申請手数料については見直しがなされてこなかったことから、このタイミングで人件費の単価の見直し、審査時間の見直し、もしくは、今、建築確認申請等については民間の指定確認検査機関でできることになっていまして、そちらでも手数料を取るんですが、こちらの民間確認検査機

関の手数料は一般的に行政の手数料よりも高い手数料設定になっておりますが、そういうのを見ながら千葉県でも改正しております、今回白井市でも千葉県の金額と同額の手数料とするように改正しております。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 背景は分かりました。それでは、もう1点伺います。その額が一件一件高額な割には、当初予算の土木手数料の中の都市計画手数料の歳入の額が少ないと思うんですけども、その辺はどういう解釈をしたらいいですか。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

先ほども少し触れましたが、建築確認の手續につきましては、今、行政、特定行政庁、限定特定行政庁のほかに、建築基準法に基づいて指定された民間の指定確認検査機関でも建築確認ができることとなっております。実情としましては、平成10年頃だと思いますけれども、民間開放以降、白井市、千葉県内、全国同様なんですけれども、民間審査機関での建築確認が進みまして、白井市の実情としましては、今年白井市で建築確認をしたという実績はありません。ほぼ100%民間の審査機関で建築確認がなされている状況です。そういう状況も鑑みまして、手数料の歳入の予算のほうも1件程度の見込みとなっております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 この条例の一部改正により、市の職員の負担はどのようになるのでしょうか。負担が増えるのでしょうか。どんな感じなのでしょうか。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 今回の建築基準法の改正によりまして、白井市が所管する建築確認等の審査内容にも大きな変化が出ます。具体的に言いますと、現在白井市では戸建て住宅、木造二階建てとかの戸建て住宅の低度の建物の建築確認等を扱うんですけども、審査項目が厳格化というんですか、構造規定とか、今まで小規模な建物については審査を免除されてきた部分についても審査をなさいと。あともう1つ大きなものとしては、省エネ基準、原則全ての建築物に省エネ基準の適合を求められることとなりますので、その辺についての審査が求められることとなります。といいましても、先ほど申し上げましたとおり、実質的に今まで審査の実績は少ないんですが、市としては職員のほうもこの内容については十分把握、熟知して対応しなきゃならないと考えていますので、今、法改正に向けて、改正法の施行に向けて国等が研修会をやっていますので、職員のほうはそちらに参加して、

内容の把握、スキルアップに努めているところです。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうですね。職員のスキルアップ、職員も大変だと思うんですけども、このことについての県からの応援といいますか、何らかの対応とかはしてもらっているのでしょうか。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 今回の法改正については公布が3年前になりまして、施行まで3年間時間を取っております。今回審査の厳格化により、我々審査側や建築をする側にも負担を強いることになっております。その間、国においても講習会や説明会を開いていまして、県におきましても、我々特定行政庁の連絡協議会という県以下、県内特定行政庁が20市程度ありますけれども、そういう会議体のところでは毎回情報交換をしながら、場合によっては県からの情報を仕入れながら、今回の手数料条例の改正についても対応しているところです。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 職員の負担というところから、木造の戸建て住宅等においても、この法改正で構造安全性の検証法といって、構造のほうも見ていくというふうになると思うんです。そういった中で、今現在職員の中でも1級建築士の方もいらっしゃるということは把握しておりますけれども、構造のほうの検証もできる体制になっているのでしょうか。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

市の職員にも1級建築士が数人おります。ただ、一言で建築士といっても業務の範囲は広くて、今お話ありましたように、構造を得意とする者、意匠というんですけども、建築意匠の審査のほうを得意とする者、ほかいろいろおります。現状としましては、構造を得意とするような職員というのが少ない、これは全国的にもそうなんですけれども、少ないところなんですけど、今回法改正で審査する必要性が出てくるということで、今後職員のほうでもそういう技術的な取得については積極的に行っていきたいと思っております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ありますか。

賛成討論の方ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

(8) 議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第8、議案第16号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ありますか。

賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原案のとおり可決されました。

(9) 議案第20号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第11号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○田中和八委員長 日程第9、議案第20号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第11号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。19ページをお開けください。2款1項1目一般管理費、このうちの防災対策事業は除く、について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 19ページから20ページ、2款1項3目財政管理費について質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 20ページ、2款1項5目財産管理費及び2款1項6目企画費について質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 20ページから21ページ、2款2項徴税费について質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 21ページから22ページ、2款4項4目衆議院議員選挙費について質疑ありますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 22ページ、2款6項監査委員費について質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 26ページ、3款1項6目国民健康保険費から3款1項8目後期高齢者医療費について質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 30ページ、4款3項上水道費について質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 34ページ、8款消防費について質疑ありますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 消防費ですよ。34ページの4目、事業番号5、地域防災力向上事業で、自治宝くじ助成事業補助金は当初予算200万円がここで減額補正となっているんですけども、採択されなかったから削除したということは、これはもともと何を予定して当初予算に組み込んだんでしょうか。

○田中和八委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えします。

本年度予定しておりましたのは、大山西一丁目東自治会防災会のほうで、防災備品購入ということでした。内容といたしましては、ソーラーパネル式ポータブル電源、それと、折り畳み式リ

ヤカー、車椅子、あとはポータブルトイレセットを購入予定でしたが、残念ながら不採択となったものです。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これは防災で非常に大事なもので、予定されていたと。採択されなかった理由というのはどういう理由なのでしょうか。

○田中和八委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えします。

理由は定かではございませんが、例年県内で3件から4件程度採択されている状況でございます、今回は全体的なところで採択されなかったということでございます。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 千葉県全体で3件か4件ということは、ちなみに白井市で前回採択されたのは何年ぐらい前なんですか。

○田中和八委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えします。

白井市で採択されましたのが令和4年度となりまして、内容といたしましては、桜台6番街団地防災会の申請が採択されております。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 結構今までも自治宝くじは採択されているんだけど、今、松田課長の答弁だと、千葉県全体で年に三、四件ぐらいと言われていました。今まで結構採択されていますけれども、県内で三、四件というのは、白井では十何年か20年に1回ぐらいの計算になります。令和4年も採択されているわけですよね。その前も幾つか何回か採択された記憶はあります。そうすると、ほとんど採択されないだろうという見込みの中で予算計上しているのでしょうか。

○田中和八委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えいたします。

本助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターの助成事業でございます。その要綱によりますと、こちらの地域防災組織育成助成事業という補助金の交付要綱がございまして、事業区分として30万円から200万円までが最大受けられる助成制度となっております。市としましては、最大限で受けられることを見込んで毎年計上させていただいているところでございます。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 一般的に考えると、今回防災上必要だから申請しているわけですよね。であれば、今回大山口ですか、採択されるまで毎年何年も続けて申請すると思うんです。確認ですが、毎年違うもの、違う自治会から申請しているような気がするんですが、例えば今回の大山口は昨年申請したの

か、あるいは来年また新年度も申請するのか。どういう基準で自治宝くじ助成金というのは申請しているのでしょうか。

○田中和八委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えいたします。

例年こちらの補助制度につきましては、各自治会に募集をしまして、上がってきた団体の中から、先ほど申し上げました、コミュニティ助成事業の実施要綱に沿って審査させていただいて、その中で一番有効と思われるものを申請しているような状況となっております。

○田中和八委員長 いいですか。

ほかに消防費についてよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 それでは、次に歳入について質疑を行います。

13ページをお開けください。よろしいですか。ちょっと待ってください。いいですか。

1款市税及び2款地方譲与税について質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 それでは市税について、個人の補正額がマイナスの現状になっておりますが、その内容をお聞きしたいと思います。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

個人市民税の関係で減額になっているんですけれども、まず均等割のほうにつきましては当初の見込みとほぼ同額となっております。所得割につきましては、今年度は定額減税の関係がありましたので、当初の見込みとの人数の比較は難しいところなんですけれども、最新の調定額から減額が見込まれていることと、あと、退職金に係る税額というのを過去3年の平均から算出していたんですけれども、今年度は退職に係る税額が数百万円少なかったことによって減額となっております。退職分が少なかった理由については把握しておりません。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

13ページよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 それでは、14ページ、3款利子割交付金から11款地方交付税について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 15ページ、15款2項1目総務費国庫補助金のうち、デジタル田園都市国家構想推進交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 16ページ、16款3項委託金について質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 17ページ、18款寄附金から21款1項延滞金・加算金及び過料について質疑ごさいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 17ページ、21款3項2目雑入のうち、コミュニティ事業助成金及びデジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）について質疑ごさいますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 18ページ、22款市債について質疑ごさいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 次に、総務企画常任委員会が所掌する継続費補正について質疑を行います。

7ページをお開けください。よろしいですか。

2款2項土地評価替事業及び8款1項防災行政無線（同報系）再整備事業について、質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 次に、総務企画常任委員会が所掌する債務負担行為補正について質疑を行います。

9ページ、訴訟事務委託料（令和6年度提起分）について質疑ごさいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 次に、地方債補正について質疑を行います。10ページについては質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 ほかに質疑ごさいませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ごさいますか。

賛成討論の方ごさいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第20号は原案のとおり可決されました。

(10) 閉会中の継続審査について

○田中和八委員長 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時31分